

## 彦根市・彦根シティプロモーション委員会のパートナーシップ協定書

彦根市（以下「甲」という。）は、第1期（令和元年度から令和3年度まで）および第2期（令和4年度から令和7年度まで）の彦根市シティプロモーション戦略において、シティプロモーションを「市民がまちに誇りと魅力を感じ、その想いが形になって動き出すための仕組みづくり」と位置付け、官民協働組織である彦根市シティプロモーション戦略推進委員会を設置し、同委員会は市民の主体的な活動を推進することで、彦根市の魅力発信に多大な貢献を果たしてきた。

この度、同委員会が自立的な組織として、「彦根シティプロモーション委員会（以下「乙」という。）」と名称を改め、市民主体で活動を継続するにあたり、甲および乙は、これまでの協働の成果を継承しつつ、新たな連携・協力体制を築くため、本協定を締結する。なお、本協定書は、第6条および第8条の規定を除き、原則として法的拘束力を有するものではない。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙の連携活動により彦根市のシティプロモーションをより一層推進し、持続可能で魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （連携対象事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互の立場を活かした連携・協力を努めるものとする。

- (1) 市民の発信意欲を育むサポートに関する事業
- (2) 参画意欲を高める機会創出に関する事業
- (3) 市民との協働を促すプラットフォーム構築に関する事業
- (4) 市民が主体的な活動として魅力を発信していく機会の創出に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### （財源確保に関する協力）

第3条 甲は、乙の自立的かつ持続的な活動を支援するため、クラウドファンディングサービス CAMPFIRE 運営のパートナー契約書に基づき甲が実施する市民クラウドファンディングの活用サポート事業におけるサポート手数料について、これまでの彦根市シティプロモーション戦略推進委員会と同様に、乙が受け取る仕組みを継続する。

### （ロゴマーク等の使用許諾）

第4条 甲は、乙の円滑な活動移行を支援するため、彦根市シティプロモーション戦略推進

委員会がこれまで使用してきた彦根市シティプロモーション関連のロゴマーク等について、乙の継続的な使用を許諾する。

(定期協議)

第 5 条 甲および乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(守秘義務)

第 6 条 甲および乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならず、第 1 条の目的以外の目的に使用してはならない。

2 甲および乙は、理由の如向を問わず、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責任を負うものとする。

(本協定の見直し)

第 7 条 甲または乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間および更新)

第 8 条 本協定の有効期間は、本協定締結日の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 30 日前までに、甲または乙のいずれかから書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1 年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲または乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30 日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(確認)

第 9 条 本協定は、甲が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に係るいかなる権利も乙に付与するものではない。

2 乙は、前項に規定する事項について、これらに抵触する行為又は第三者に対し誤認を与える行為を一切行ってはならない。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項および本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲および乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市長 <署名>

乙 滋賀県彦根市芹橋2-4-6  
彦根シティプロモーション委員会  
会長 <署名>